

別記 第1号様式

山武郡市広域水道企業団公告

物品・委託等に係る一般競争入札の実施について

物品・委託等に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月26日

山武郡市広域水道企業団  
企業長 金坂昌典

1 入札に付する事項

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 物品・委託等の名称 | お客様センター電話機等賃貸借   |
| (2) 履行場所      | 東金市東上宿12番地13   |
| (3) 履行期間      | 平成30年4月1日から平成35年3月31日  |
| (4) 業種区分      | 賃貸借  |
| (5) 概要        | 本事業は、お客様センター電話交換機及び電話機を新たに賃貸するものである。<br>1 電話主装置 1台<br>2 多機能電話機 7台<br>3 停電対応多機能電話機 1台 |
| (6) 予定価格      | 落札決定後に公表する   |
| (7) 入札方法等     |  |

ア 入札は、総額で行うものとする。

落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 本物品・委託等の入札回数は3回までとし、本公告第6に規定する入札書を開札した場合において、予定価格の範囲内の価格を入札した者が無いときは、直ちに再度入札を行うので本公告第3（3）の規定に基づき必要な書類を準備しておくこと。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本物品・委託等の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本公告日までに山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿の「物品・委託」で登載されている者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は入札前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (3) 本公告日から開札日までの間、当企業団から指名停止措置を受けていない者でなければならない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び山武郡市広域水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (5) その他、発注案件ごとに設定される資格要件
- ア 千葉県内に本店又は支店等を有する者。
  - イ 過去10年以内（平成19年度以降）に電話交換機及び電話機を納入した実績がある者。

### 3 開札等

- (1) 開札の日時及び場所は次のとおりとする。
- ア 日 時 平成30年2月15日（木）午前10時00分
  - イ 場 所 山武郡市広域水道企業団 事務局3階 大会議室
- (2) 入札参加者（事前確認において入札を無効とされた者を除く。）は、開札に立ち会わなければならない。なお、代理人を立ち合わせる場合にあっては、「開札立会人委任状」を提出すること。また、開札時刻までに立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 入札参加者は、1回目の入札で落札候補者が決定しない場合は、直ちに再度入札を2回まで実施するので「再度入札用の入札書2部」、「誓約書」及び「委任状」（年間委任状が提出されている場合は、その写し）を用意し持参すること。
- (4) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加し有効な入札をした者でなければならない。なお、1回目の入札に有効な入札をした者で入札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を辞退したものとする。

### 4 設計図書の閲覧、配布等

- (1) 本物品・委託等の設計図書等は、山武郡市広域水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「入札・契約情報」に掲載するので、ダウンロードすること。  
また、総務課契約管財班においても閲覧できるものとする。
- (2) 入札説明会は実施しない。

### 5 設計図書に対する質疑

設計図書等の内容に疑義があるときは、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成30年2月2日（金）まで（閉庁日を除く。）
- (2) 提出場所 山武郡市広域水道企業団 業務課 料金班

- (3) 提出方法 提出はファクシミリに限る。 F A X 番号 0 4 7 5 - 5 5 - 7 8 5 7  
送信後は、ファクシミリの到着を必ず電話で担当課に確認をすること。  
担当課 電話番号 0 4 7 5 - 5 5 - 7 8 5 3
- (4) 回 答 平成30年2月5日(月)までに、ホームページに掲載する。

## 6 入札書等の提出方法等

- (1) 入札参加者は、1回目の入札書を作成し、必要事項を記載した内封筒に封かんのうえ、物品・委託等に係る一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)及び誓約書とともに、必要事項を記載した外封筒に入れて、提出期限までに指定郵送先に届くよう郵送しなければならない。
- ア 郵送期間 平成30年2月6日(火)から平成30年2月13日(火)までに必着すること。
- イ 提出期限 平成30年2月13日(火)
- ウ 郵送先 日本郵便(株)東金郵便局留 山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班宛
- エ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (2) 郵送された入札書はいかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。
- (3) 次の各号に掲げる入札書等(1回目の入札書、申込書及び誓約書をいう。)はいかなる理由があっても受理しない。この場合において、イからエに該当する入札書等があるときは、当該入札書等を郵送した者にその旨を通知する。
- ア 持参した入札書等
- イ 提出期限を過ぎて届いた入札書等
- ウ 指定郵送先以外に届いた入札書等
- エ 第1項に規定する郵送方法以外の方法により届いた入札書等
- (4) 前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出すること。本書面を受理した日から3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって回答する。

## 7 事前確認

- (1) 入札書等を郵送した者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることを開札前に確認したときは、当該者の入札を無効とし、直ちに当該入札書等を郵送した者にその旨を通知する。
- ア 資格要件を満たしていないことが明らかな者
- イ 複数の入札書を同封した者
- ウ 申込書、誓約書を同封していない者
- エ 入札書を内封筒に封かんせず郵送した者
- オ 申込書、誓約書及び内封筒に必要事項を記載していない者
- カ 内封筒に申込書及び誓約書を入れたため、入札参加資格要件を確認できない者
- (2) 入札を無効とされた者は、通知を受けた日から3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出すること。本書面を受理した日から3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって回答する。

## 8 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び郵便入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果に基づき、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

## 10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 入札執行者は、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ落札候補者を決定するものとする。ただし、当該入札者が開札に立ち会っていない場合は、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせる。
- (2) 前項の規定は、次順位候補者の順位をただちに決定する必要がある場合に準用する。

## 11 落札候補者の資格確認及び落札決定

- (1) 落札候補者となった者は、入札日を含めて3日以内（閉庁日を除く。）に、物品・委託等に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を総務課に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示する。
- (3) 前項の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求められることができる。この場合、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。
- (4) 前3項の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。
- (5) 資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。
- (6) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。

## 12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、企業長の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

## 13 入札保証金

入札保証金は免除する。

1 4 契約保証金

落札者は、山武郡市広域水道企業団会計規程第92条の規定による保証を付すること。

1 5 支払方法

契約書のとおりとする。

1 6 問い合わせ先

山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班 電話番号 0475-55-7851